

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 株式会社メタルアート

【英訳名】 METALART CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 友岡正明

【本店の所在の場所】 滋賀県草津市野路三丁目2番18号

【電話番号】 077(563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 武田正臣

【最寄りの連絡場所】 滋賀県草津市野路三丁目2番18号

【電話番号】 077(563)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 武田正臣

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地) 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金44円

総額 133,033,912円

ロ 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第8条(条文省略)	第1条～第8条(現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(自己の株式の取得) 第7条 <u>削除</u>
第8条～第14条(条文省略)	第8条～第14条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第17条(条文省略)	第16条～第17条(現行どおり)
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u>	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>9名以内とする。</u>
第19条～第21条(条文省略)	第19条～第21条(現行どおり)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条(現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 前項のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</p> <p>(附則) 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、友岡正明、武田正臣、福本照久、竹林満浩、藤井正大を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、菅原康浩を選任する。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末取締役3名に対し、取締役賞与総額23,760千円を支給する。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役の報酬額を月額から年額に改め、取締役の報酬額を年額144百万円以内、監査役の報酬額を年額24百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	19,440	217	0	(注)1	可決 (98.9)
第2号議案 定款一部変更の件	18,950	707	0	(注)2	可決 (96.4)
第3号議案 取締役5名選任の件					
友岡 正明	19,493	164	0	(注)3	(99.2)
武田 正臣	19,493	164	0		(99.2)
福本 照久	19,493	164	0		可決 (99.2)
竹林 満浩	19,473	184	0		(99.1)
藤井 正大	19,447	210	0		(98.9)
第4号議案 監査役1名選任の件					
菅原 康浩	19,498	158	0	(注)3	可決 (99.2)
第5号議案 取締役賞与支給の件	19,467	190	0	(注)1	可決 (99.0)
第6号議案 取締役及び監査役の 報酬額改定の件	19,566	91	0	(注)1	可決 (99.5)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。